

第 6 2 号議案 佐世保市税条例の一部改正の件

1 改正の主旨

地方税法等の一部改正に伴い、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備や、熱損失防止改修工事等が行われた住宅等を対象とする固定資産税の減額措置について対象となる工事が拡充されたことに伴う所要の改正を行うとともに、公共下水道を使用する者が設置した除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例割合を改め、併せて引用条項の変更について所要の改正を行うものです。

(1) 市民税

(2) 固定資産税及び都市計画税

2 改正の内容

(1) 市民税

公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備について

(対象条項)

佐世保市税条例第19条

(内容)

「地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号。令和4年3月31日公布。令和6年1月1日施行）」により、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備を行うものです。

(根拠法令)

地方税法第317条の2

(施行期日)

令和6年1月1日

【補足説明資料：佐世保市税条例第19条（市民税の申告）】

●市税条例第19条の概要と改正内容

（第19条の概要）

- (1) 市内に住所のある人は、市民税の申告義務がある。
- (2) ただし、会社から給与支払報告書の提出のある人や、公的年金等の報告書が提出される人で、それ以外の所得がなかった人は、本人自ら申告（所得税の確定申告または市民税申告（以下、「確申・市申」））する義務はない。
- (3) しかしながら、給与の年末調整で適用できる控除や年金から控除される社会保険料以外に、医療費控除等の各種控除を受けたい人は本人自ら申告（確申・市申）義務がない対象から除く（適用したい場合は、申告（確申・市申）が必要）。

（改正内容）

上記(3)の各種控除のうち、「配偶者特別控除額」の規定について、今回の地方税法の改正に合わせて改正するもの。なお、内容は改正前後で同様の概念。

地方税法の一部改正 ※配偶者特別控除額部分のみ抜粋

改正前	改正後
（市町村民税の申告等） 第317条の2 配偶者特別控除額（同法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）	（市町村民税の申告等） 第317条の2 配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）

（参考）上記に係る引用条文

所得税法	地方税法
（定義） 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 1～33号の3 （略） 33号の4 源泉控除対象配偶者 居住者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者等を除く。）のうち、合計所得金額が95万円以下である者をいう。	（所得控除） 第314条の2 市町村は、所得割の納税義務者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。 1～10（略） 10の2 自己と生計を一にする配偶者（第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、前年の合計所得金額が133万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものを有する所得割の納税義務者（その配偶者がこの号に規定する所得割の納税義務者としてこの号の規定の適用を受けているものを除き、前年の合計所得金額が千万円以下であるものに限る。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ～ハ（略）

(2) 固定資産税及び都市計画税

① 熱損失防止（省エネ）改修工事等が行われた住宅等に対する固定資産税（家屋）の減額申告手続きについて

(対象条項)

佐世保市税条例第29条第8項、第10項

(内容)

住宅等の固定資産税の減額措置の対象となる熱損失防止（省エネ）改修工事等が拡充されたことに伴い、減額申告手続きを定めるものです。

対象住宅：平成26年4月1日以前から所在する住宅

工事期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

対象工事：補助金を除いた工事費の自己負担額が60万円を超える次の省エネ改修工事が行われたものであること。（断熱改修に係る工事費が60万円超、又は断熱改修に係る工事費が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの設置に係る工事費と合わせて60万円超）

1. 窓の断熱性を高める工事（必須）

2. 窓の断熱性を高める工事と併せて行う床、天井、又は壁の断熱改修工事

3. 改修部位が現行の省エネ基準に新たに適合すること

減額割合：改修工事を行った翌年度に限り、固定資産税の3分の1を減額（対象床面積120平方メートルまで）

※認定長期優良住宅の認定を受けた場合は3分の2を減額

(根拠法令)

地方税法附則第 15 条の 9 第 9 項、第 10 項

地方税法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項、第 5 項

(施行期日)

公布の日

省エネ改修工事を行った住宅等の固定資産税の減額（熱損失防止改修等住宅の減額）

改正前	改正後
【要件】 (1) 平成 20 年 1 月 1 日以前から所在する住宅であること。 (2) 居住部分の割合が当該家屋の 2 分の 1 以上であること。 (3) 平成 20 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に、次の①から④までの工事のうち、①を含む工事を行うこと。 ①窓の断熱改修工事（二重サッシ化、複層ガラス化など） ②床の断熱改修工事 ③天井の断熱改修工事 ④壁の断熱改修工事 注) ①から④までの改修工事により、それぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合することが必要 (4) 改修後の住宅の床面積が 50 平方メートル以上 280 平方メートル以下であること。 (5) 省エネ基準に適合する <u>50 万円超</u>の改修工事であること。 （補助金を除く自己負担額が <u>50 万円超</u>であること。） 【減額】 固定資産税の 3 分の 1 を減額（改修工事をして長期優良住宅の認定を受けた場合は 3 分の 2） ※改修工事が完了した年の翌年度分の当該住宅に係る固定資産税が対象、1 戸あたり 120 平方メートルまでが限度	【要件】 (1) 平成 26 年 4 月 1 日以前から所在する住宅であること。 (2) 居住部分の割合が当該家屋の 2 分の 1 以上であること。 (3) 令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に、次の①から④までの工事のうち、①を含む工事を行うこと。 ①窓の断熱改修工事（二重サッシ化、複層ガラス化など） ②床の断熱改修工事 ③天井の断熱改修工事 ④壁の断熱改修工事 注) ①から④までの改修工事により、それぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合することが必要 (4) 改修後の住宅の床面積が 50 平方メートル以上 280 平方メートル以下であること。 (5) 省エネ基準に適合した改修工事に要した費用の額が次のいずれかに当てはまること。 ①断熱改修に係る工事費が <u>60 万円超</u> ②断熱改修に係る工事費が <u>50 万円超</u>であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器、太陽熱利用システムの設置に係る工事費と合わせて <u>60 万円超</u> （補助金を除く自己負担額が <u>60 万円超</u>であること。） 【減額】 固定資産税の 3 分の 1 を減額（改修工事をして長期優良住宅の認定を受けた場合は 3 分の 2） ※改修工事が完了した年の翌年度分の当該住宅に係る固定資産税が対象、1 戸あたり 120 平方メートルまでが限度

② 固定資産税（償却資産）の条例で定める課税標準の特例割合について

（対象条項）

佐世保市税条例附則第 5 4 項

（内容）

「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）に係る固定資産税の課税標準の特例割合を改めるものです。

特例対象：公共下水道を使用する者が、令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間に工場等に設置した除害施設

特例割合：現行 4 分の 3 → 参酌率 5 分の 4 → 条例 5 分の 4

適用年度：令和 5 年度課税分から適用

（根拠法令）

地方税法附則第 1 5 条第 2 項第 5 号

（施行期日）

公布の日

③ 地方税法等の一部改正（令和４年法律第１号。令和４年３月３１日公布）に伴う引用条項の変更（項ずれ）によるもの

（対象条項）

佐世保市税条例附則第５８項、第６３項、第６４項、第６９項～第７３項、第７９項、第８０項及び第８６項～第９１項

（内容）

地方税法の改正による条項の項ずれによるものです。

（根拠法令）

地方税法附則第１５条第２２項～第２４項、第２６項、第２９項、第３３項、第３４項

（施行期日）

公布の日

【条項ずれ早見表】

佐世保市税条例附則	内容	旧対象	新対象
第５８項	地下街等の浸水防止用設備に係る特例措置	法附則第１５条第３０項	法附則第１５条第２９項
第６３項	津波防災に関する避難家屋に係る特例措置	法附則第１５条第２４項	法附則第１５条第２３項
第６４項	津波避難の用に供する償却資産に係る特例措置	法附則第１５条第２５項	法附則第１５条第２４項
第６９項	津波対策の用に供する償却資産に係る特例措置	法附則第１５条第２３項	法附則第１５条第２２項
第７０項～第７３項	特定再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置	法附則第１５条第２７項	法附則第１５条第２６項
第７９項	企業主導型保育事業用に係る特例措置	法附則第１５条第３４項	法附則第１５条第３３項
第８０項	緑地保全・緑化推進法人の市民緑地に係る特例措置	法附則第１５条第３５項	法附則第１５条第３４項
第８６項～第９１項	特定再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置	法附則第１５条第２７項	法附則第１５条第２６項